

**第4次北九州市男女共同参画基本計画**

**令和2年度実施状況報告書**

**(案)**

**北九州市**

# 基本計画の概要

## 第4次北九州市男女共同参画基本計画の概要

本市では、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指しています。

令和元年6月、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づき、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第4次北九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。

本市の一層の男女共同参画社会の推進のため、市民や市民団体、企業など連携・協働しながら、施策の推進に取り組んでいきます。

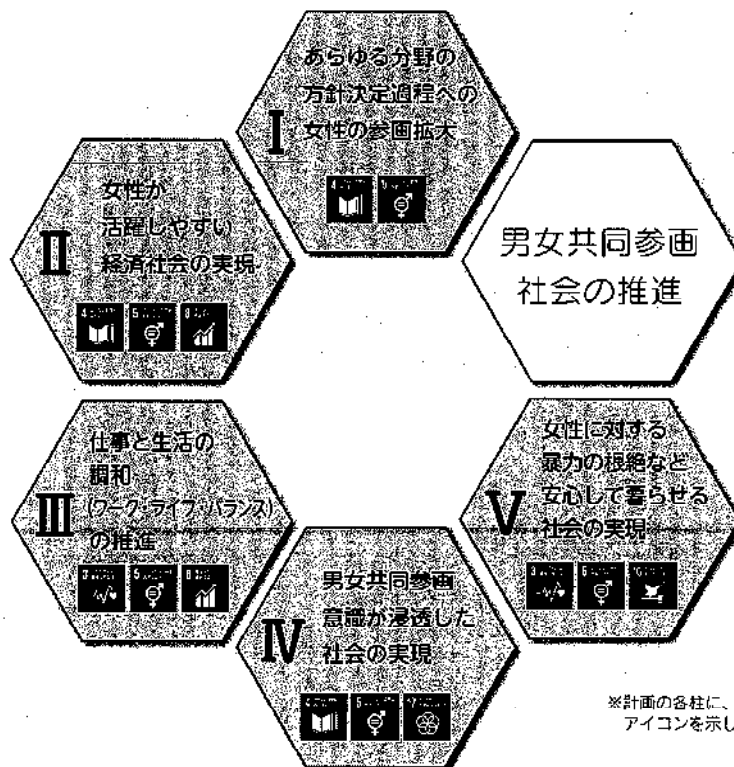
### 計画で目指す姿

第4次基本計画は、市条例に基づき、本市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の方向を定め、本市の現状と課題を踏まえた具体的施策の体系をまとめたものです。

市条例の基本理念に従い、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指しています。

また、第4次基本計画の副題については、様々な分野への女性の参画に引き続き取り組むことや基本計画の継続性などを踏まえ、第3次基本計画の「女性がいきいきと活躍できるまちを目指して」を引き継ぎます。

### 計画の柱



※計画の各柱に、主に関連するSDGsのアイコンを示しています。

# 計画の体系

**女性活躍** = 女性活躍推進計画

**DV対策** = 第3次DV対策基本計画



※計画の各柱に主に関連するSDGsのアイコンを示しています。

基本計画の実施状況

(概要)・審議会意見

## 第4次北九州市男女共同参画基本計画 令和2年度実施状況

### 柱Ⅰ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

#### 数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和2年度)	目標 (令和5年度)
Ⅰ	1	市役所における女性役職者(係長以上)比率(消防職員、教職員を除く)	17.6%	19.6%	23%
	2	市役所における女性管理職(課長級以上)比率(消防職員、教職員を除く)	13.6%	13.1%	15%
	3	市立学校等における管理職に占める女性の比率(校長、副校長、教頭、園長)	19.4%	23.0% (令和2年4月)	25%
	4	市付属機関等における女性の比率 (市付属機関等には市政運営上の会合を含む)	53.0%	53.1%	※1 50%以上

※1 付属機関等ごとに男女比率の均等を目指し、全体で50%以上を目指す。

#### モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和2年度)
Ⅰ	5	自治会における女性の比率		
		① 区自治総連合会長	① 14.3%	① 14.3%
		② 区自治総連合副会長	② 5.3%	② 4.8%
③ 自治区会長		③ 4.9%	③ 3.9%	
④ 自治区副会長		④ 12.9%	④ 12.8%	
		⑤ 町内会長	⑤ 16.6%	⑤ 17.3%
	6	校区まちづくり協議会会長における女性の比率	2.9%	5.2%
	7	市立小・中・特別支援学校のPTA会長における女性の比率	15.0%	16.5%

## 【令和2年度の主な取組と成果】

### 施策の方向1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

・ No. 11101

「北九州イクボス同盟」等において、HP等で女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介や階層別研修会を実施し、経営者・管理職の意識改革に繋げた。

・ No. 11103

子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、その取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図った。

・ No. 11104

男女共同参画センター・ムーブのHPに掲載している「北九州市の男女共同参画統計データ集」について、新たに2020年版を発行し、最新の情報を提供した。

### 施策の方向2 市の方針決定過程への女性の参画拡大

・ No. 12202

イクボスを実践できている管理職を部下が推薦する市職員イクボス表彰により、一層のイクボス実践を促した。また、イクボス実践のノウハウを共有するため、実践例をWEBサイトに掲載した。

・ No. 12204

市立学校において、業務改善等を通じて誰もが働きやすい職場を実現することで、性別を問わない管理職登用を推進し、女性比率が前年度より増加した。

## 【審議会委員からの意見】

【★審議会後に追加のため保留】

## 柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

### 数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和2年度)	目標 (令和5年度)
Ⅱ	8	25～44歳の女性就業率	70% (平成27年)	70% (平成27年)	73%
	9	イクボス同盟加盟企業数	108社 (平成30年12月)	181社 (令和3年3月)	300社

### モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和2年度)
Ⅱ	10	事業所の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	11.2% (平成26年度)	14.2% ※1 (令和2年度)
	11	雇用形態（①正社員②パート・臨時雇）における男女別割合	(女性) ①49.4% ②50.4% (男性) ①74.0% ②24.9% (平成31年1月)	(女性) ①50.8% ②48.8% (男性) ①73.2% ②24.9% (令和3年1月)
	12	職場での男女平等達成感	17.8% (平成29年度)	—

※1 調査対象変更あり（平成26年度：30人以上の事業所→令和2年度：50人以上の事業所）



## 【令和2年度の主な取組と成果】

### 施策の方向1 女性の就業・起業支援

・No. 21101

女性の就職・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」をマザーズハローワーク（国）、子育て女性就職支援センター（県）と緊密に連携して運営した。新型コロナウイルス感染防止のため来所を自粛する女性向けに、電話相談等での対応を行った。

・No. 21104

育児等で離職中の女性を対象として、就労への意識啓発や行動喚起のための再就職支援セミナーを実施したほか、女性の「はたらく」応援フェスタ等をオンライン等により実施し、就業の周知・啓発を行った。

・No. 21203

新たに事業を開始しようとする起業家や創業後間もない企業に対し、経営に必要な能力を学ぶセミナーを開催した。

・No. 21303

「男女共同参画センター」において、ジェンダーの視点に立ち、臨床心理士やキャリアカウンセラー、男性相談員等による専門的立場から相談に応じた。

### 施策の方向2 企業における女性活躍の推進

・No. 22101

「北九州イクボス同盟」について、各種セミナーや合同会社説明会等での企業への参加呼びかけや、HP、SNS、チラシなど各種広報媒体による同盟のPRを行うとともに、加盟インセンティブの拡大等を行い、加盟企業数が前年度より増加した。

・No. 22201

「北九州イクボス同盟」等においてHP等での先進事例の紹介や階層別研修会を開催し、経営者や管理職の意識改革に繋げてきた。

・No. 22204

市の業者登録や公共工事の入札（一部）において、子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の積極的な取組を行った企業に対してインセンティブを付与した。

## 【審議会委員からの意見】

・【★審議会後に追加のため保留】

## 柱Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### 数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 2 年度)	目標 (令和 5 年度)
Ⅲ	1 3	市役所における時間外勤務削減率	10.4%減 (平成 26 年度比)	7.0%減 (平成 30 年度比) ※コロナ対応除く	10%以上減 (平成 30 年度比)
	1 4	市役所における男性職員の 育児休業取得率	14.8% (平成 30 年 3 月)	42.7%	30%
	1 5	多様な保育の実施箇所数 ①延長保育（夜間保育所を含む） ②休日保育 ③病児保育	①154 箇所 ② 7 箇所 ③ 12 箇所 (平成 30 年度)	①148 箇所 ② 7 箇所 ③ 13 箇所 (令和 2 年度)	①令和元年度 同水準 ② 7 箇所 ③ 14 箇所 (令和 6 年度)

### モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 2 年度)
Ⅲ	1 6	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） という言葉の認知度	68.4% (平成 29 年度)	—
	1 7	市内企業等における社員の育児休業取得率	男性：1.2% 女性：87.1% (平成 26 年度)	男性：12.6% ※2 女性：93.4% (令和 2 年度)
	1 8	市内企業等における週労働時間 60 時間以上の 雇用者の割合 (年間就業日数 200 日以上の雇用者)	9.2% (平成 29 年度)	—
	1 9	6 歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連 時間	育児 1 時間 45 分 家事 45 分 (平成 29 年度)	—
	2 0	多様な保育の受入児童数 ①延長保育 ②夜間保育 ③休日保育 ④病児保育	①16,119 人 ② 572 人 ③ 1,872 人 ④ 8,907 人 (平成 30 年度)	①13,554 人 ② 539 人 ③ 1,484 人 ④ 3,595 人 (令和 2 年度)

※2 調査対象変更あり（平成 26 年度：30 人以上の事業所→令和 2 年度：50 人以上の事業所）

## 【令和2年度の主な取組と成果】

### 施策の方向1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

・ No. 31202

イクボス実践のノウハウを共有するため、部下がイクボス実践できている上司を推薦する市職員イクボス表彰受賞者の実践例等を女性活躍・ワークライフバランス応援サイトに掲載し、周知を図った。

・ No. 31203

仕事と生活の双方が充実した働きがいのある組織風土の醸成のため、イクボス研修を実施した。また、子どもが生まれる予定の男性職員と管理監督者との「パパ職員・イクボス面談」の実施を通じて、男性職員の育児参加を促進した。

・ No. 31204

多様で柔軟な働き方の実現に資する取組として、テレワークの試行実施を行った。

### 施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

・ No. 32108

子育て中の人や、子どもの成長に応じた情報をタイムリーにかつ手軽に入手できるよう、情報誌「北九州市こそだて情報」の内容の充実を図るとともに、令和2年度はより充実した情報提供のため、ホームページ「子育てマップ北九州」のリニューアルを行った。

・ No. 32109

乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行い、昨年度より登録施設数が増加した。

・ No. 32309

就労を希望する障害のある人が、可能な限り様々な場において就労の機会が得られるよう「北九州障害者しごとサポートセンター」で就労を支援した。

## 【審議会委員からの意見】

- ・ 【★審議会後に追加のため保留】

## 柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

### 数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和2年度)	目標 (令和5年度)
Ⅳ	2 1	男女共同参画社会という言葉の認知度	69.7% (平成29年度)	—	80%

### モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和2年度)
Ⅳ	2 2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について肯定・否定の割合	(肯定) 26.7% (否定) 68.1% (平成29年度)	—
	2 3	女性が職業を持つことの方針についての割合 ①ずっと継続した方がよい ②子どもができたなら中断した方がよい ③子どもができたなら退職した方がよい	① 37.5% ② 51.5% ③ 3.6% (平成29年度)	—
	2 4	社会全体における男女平等達成感	10.6% (平成29年度)	—

## 【令和2年度の主な取組と成果】

### 施策の方向1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

・No. 41102

地域や家庭、企業等における男女共同参画意識の浸透を目指して、地域、企業、女性団体等と連携しながら、コロナ禍において可能な範囲での男女共同参画に関する講座や講演会、セミナーを実施した。

・No. 41105

人権啓発事業において、人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」に、様々な人権課題のひとつとして「女性の人権」をテーマとして取り上げ、放送した。

### 施策の方向2 男性にとっての男女共同参画の推進

・No. 42103

男女共同参画センターにて男性臨床心理士による「男性のための電話相談」を実施した。

・No. 42201

子育て中の夫婦を対象に、育児と仕事の両立のために夫婦の協力体制づくりを支援する講座をオンライン形式により開催した。

・No. 42202

男女共同参画センター等において、性別による固定的役割分担意識にとらわれずに、男性が積極的に家事や介護に参画するよう促す講座など、男性を対象とした講座を実施した。

### 施策の方向3 子どものころからの男女共同参画の理解の促進

・No. 43102

男女共同参画についての基本的な項目をわかりやすくまとめた副読本「レッツ」(小学校用)、「ひびき愛」(中学校用)を全ての小中学校に配布し、道徳の時間などで活用した。

・No. 43201

女性の理工系分野の関心を高め、将来の進路選択の一つとなることを目的として、理工系企業で活躍する女性をロールモデルとして紹介するリーフレットを作成・配布した。

・No. 43202

市内の大学生を対象に、卒業後の進路や働き方を決めるにあたって役に立つ情報の提供と性別にとらわれずに自分の生き方・働き方を考えるきっかけとなるプログラムを外部講師を招聘してオンライン・オンデマンド方式により実施した。

### 施策の方向4 防災における男女共同参画の推進

・No. 44101

防災対策に関する方針決定過程において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災会議での女性委員の参画拡大を図り、昨年度より女性委員の割合が増加した。

・No. 44103

安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した取組について、出前講演等を通じ普及・啓発を図った。

## 【審議会委員からの意見】

- ・【★審議会後に追加のため保留】

## 柱V 女性に対する暴力の根絶など安心な生活の推進

### 数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和2年度)	目標 (令和5年度)
V	25	夫婦間における「①平手で打つ」 「②殴るふりをしておどす」について 暴力と認識する人の割合	① 71.1% ② 68.3% (平成29年度)	—	① 80% ② 80%

### モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和2年度)
V	26	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 ①配偶者暴力相談支援センター ②各区子ども・家庭相談コーナー ③男女共同参画センター・ムーブ	① 9.4% ② 27.1% ③ 14.9% (平成29年度)	—
	27	配偶者等からの暴力被害経験の割合 ①身体的暴力 ②精神的暴力 ③性的暴力 ④経済的暴力	(女性) ① 22.2% ② 39.1% ③ 12.2% ④ 6.0% (男性) ① 11.4% ② 20.8% ③ 2.1% ④ 1.0% (平成29年度)	—
	28	10代の人工妊娠中絶率 (15~19歳の女性人口千人対)	11.5% (平成28年)	7.6% (令和元年)
	29	生活習慣病予防のための特定健診受診率 (北九州市国民健康保険加入者)	36.1% (平成29年度)	34.2% (令和元年度)

## 【令和2年度の主な取組と成果】

### 施策の方向1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

・No. 51103

11月の内閣府「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に男女共同参画センターで「女性への暴力ゼロ特別講座」の開催や「女性への暴力ゼロホットライン」を設置するとともに、新聞やフリーペーパー、駅前での広報活動を実施した。

・No. 51202

各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげた。

・No. 51410

北九州市DV対策関係機関連絡会議において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関と情報を共有し、緊密な連携を図った。

### 施策の方向2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

・No. 52105

男女共同参画センターで、性別による差別的扱いやDVをはじめ、職場におけるハラスメント等の人権侵害等の相談に対応し、相談内容に応じて関係機関との連携を行った。

・No. 52202

福岡県・福岡市と共同で設置した「性暴力被害者支援センター・ふくおか」及び「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」において、犯罪被害者やその家族・遺族が直接的な被害やその後の精神的・経済的な問題、地域での孤立等による問題を解決するため相談支援や広報活動を行った。

### 施策の方向3 生涯を通じた女性の健康支援

・No. 53201

妊娠・出産等に関する相談対応を行い、必要な支援につなげるとともに、特に養育支援を必要とする家庭に育児・家事援助を行った。

・No. 53205

産後4か月までの家庭訪問時に、すべての妊婦に産後うつなどを発見するため質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつについて早期に対応した。

・No. 53301

「男女共同参画センター」において、日常生活の中で心と身体の健康の維持増進につながるような知識・技術の習得の機会を提供する講座や健康教室等を開催した。

### 施策の方向4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

・No. 54103

ひとり親家庭等を支援するため、「母子・父子福祉センター」において、相談事業や自立促進のための講座を実施し、ひとり親家庭等の生活安定、福祉の向上に努めた。

・No. 54201

性的少数者の生き方を後押しするため、「パートナーシップ宣誓制度」により、宣誓した当事者に対し「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付した。

**【審議会委員からの意見】**

- ・ **【★審議会後に追加のため保留】**

**【全体を通じた意見】**

- ・ **【★審議会後に追加のため保留】**